## 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第3項の規定により、令和 7年度に公表した健全化判断比率等を次のとおり報告します。

## ●健全化判断比率について

区分		垂水市	国の定める基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	_	14. 64	20. 00
	連結実質赤字比率	_	19. 64	30.00
	実質公債費比率	9. 2	25. 0	35. 00
	将来負担比率	_	350. 0	

- ※ 赤字額がないため、実質公債費比率と連結実質公債費比率は「一」と表示しています。
- ※ 令和5年度の将来負担比率はマイナスのため「一」と表示しています。

## ●資金不足比率について(公営企業会計決算)

区分	垂水市	国の定める基準 (経営健全化基準)	
水道事業会計	_	20, 00	
病院事業会計	_		
漁業集落排水処理施設事業会計	_	20.00	
地方卸売市場特別会計	_		

<sup>※</sup> 資金不足額がないため、資金不足比率は「一」と表示しています。